

2025 年度補正予算案に 「みらいエコ住宅 2026 事業」の創設が盛り込まれました

先週の 11 月 28 日に 2025 年度補正予算案が閣議決定され、この中に「みらいエコ住宅 2026 事業」の創設が盛り込まれましたので下記の通りお知らせします。

関係する組合員への周知および住宅の取得やリフォームを検討される消費者への情報提供にご活用ください。

※国会での補正予算の成立が前提となります。

記

1. 補助事業名

みらいエコ住宅 2026 事業

2. 制度の目的

2050 年カーボンニュートラルの実現に寄与する良質なストック形成を図るため「ZEH 水準住宅」や「長期優良住宅」の新築、特に高い省エネ性能等を有する「GX 志向型住宅」の新築及び省エネ改修等への支援を実施し、物価高の影響を受けやすい住宅分野の省エネ投資の下支えを行う。

3. 補助対象

【住宅の新築(注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅)】

対象世帯	対象住宅	補助額 ()は1～4地域
すべての世帯	GX志向型住宅※3	110万円/戸 (125万円/戸)
子育て世帯 または 若者夫婦世帯	長期優良住宅※3,4	75万円/戸 (80万円/戸)
	古家の除却を行う場合※5	95万円/戸 (100万円/戸)
	ZEH水準住宅※3,4	35万円/戸 (40万円/戸)
	古家の除却を行う場合※5	55万円/戸 (60万円/戸)
各対象住宅の要件		
断熱性能		
一次エネルギー消費量の削減率	再エネを除く 再エネを含む	GX志向型住宅※6 等級6以上 35%以上(一次エネ等級8) 原則100%以上※7
高度エネルギー管理		長期優良住宅・ZEH水準住宅 等級5以上 20%以上(一次エネ等級6以上)
		HEMS※8の設置等

【既存住宅のリフォーム】

対象住宅※11	改修工事	補助上限額※12
平成4年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限:100万円/戸
	平成11年基準相当に達する改修	上限:50万円/戸
平成11年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限:80万円/戸
	平成11年基準相当に達する改修	上限:40万円/戸

補助対象工事

必須工事	開口部、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修、エコ住宅設備の設置の組合せ※13
附帯工事※14	子育て対応改修、バリアフリー改修等

上記のように新築では最大 110 万円/戸(1～4 地域は 125 万円/戸)、リフォームでは最大 100 万円/戸が補助される内容となっています。詳細は、報道発表サイト等をご確認ください。

また、同補正予算案には住宅省エネキャンペーンにおける 3 省連携事業も盛り込まれました。ご確認ください。

4. 事業紹介

<みらいエコ住宅事業(Me 住宅 2026)の概要>

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001970796.pdf>

<住宅省エネキャンペーンにおける 3 省連携（新築・リフォーム）>

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001970798.pdf>

5. コールセンター

<みらいエコ住宅 2026 事業お問合せ窓口>

電 話 03-6632-1405

受付時間 9:00～17:00（土、日、祝日も対応。12 月 30 日～1 月 4 日を除く）

以上